

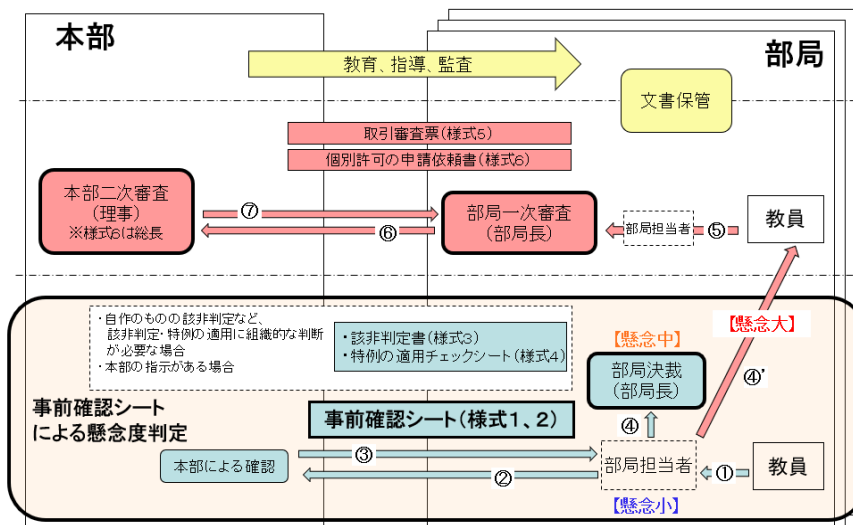
事前確認シートの記入要領

【I】事前確認シートとは？

事前確認シートは、「外国人・非居住者・特定類型該当者の受入」「海外出張」「海外又は非居住者・特定類型該当者への技術・情報の提供」「物品の輸出(ハンドキャリーを含む。)」の前に、安全保障上の懸念度の確認を行い、懸念度に応じて適切に処理するとともに、それを記録するためのツールです。

教員が起案し、部局の事務局に提出してください。事務局から受入可又は取引可の通知を得て初めて、受入、海外出張、技術・情報の提供、物品の輸出が可能になります。

- i) **【懸念小】** 教員の起案後、部局担当者が確認することで、受入可・取引可
- ii) **【懸念中】** 教員の起案後、部局担当者と本部が確認し、部局決裁により受入可・取引可
- iii) **【懸念大】** 教員の起案後、部局担当者と本部が確認し、受入・取引を進めるためには、取引審査票を起案して本部決裁が必要



各部局の「部局担当者」(部局問合せ先)は、以下に掲載しているpdfファイルで確認することができます。

教職員ポータル > ファイル管理 > 文書共有 > 研究推進部 > 04 研究規範マネジメント室
> 02 安全保障輸出管理 > 安全保障輸出管理体制表(部局担当者一覧)

「部局担当者」は、部局長が指名した部局安全保障輸出管理担当者(複数可)のことで、担当者の氏名等を本部に通知する必要があります。

【II】事前確認シートの様式の選択

(1) 様式1 事前確認シート【外国人等(学生、研究者、訪問者)受入用】

外国人、非居住者、特定類型該当者の学生、研究者、訪問者の受入予定がある場合は、受入の前にこの様式1を用いて、受入可否の審査が必要です(※)。審査では、様式1の記載内容に基づき安全保障上の懸念度を判定し、「受入可」か「取引審査票を用いた審査が必要」かを決定します。従って、受入教員は、受入予定者のCV(Curriculum Vitae)や使用する機器のカタログ等を確認して、様式1に、経歴、出身組織、本学滞在中の研究内容、使用する機器の仕様等を正確に記載するとともに、適切な箇所にチェックを付けて、部局の事務局に提出ください。事務局から受入可の通知があるまでは、受入できません。出入国在留管理局への在留資格認定証明書(CoE)申請時に、本シートの提出を求められることがあります。

(2) 様式2 事前確認シート【技術・情報の提供/物品の輸出用】

海外出張、海外又は非居住者・特定類型該当者への技術・情報の提供(様式1を起案している場合を除く。)、物品の輸出(ハンドキャリーを含む。)の予定がある場合は、事前にこの様式2を用いて、これら行為の可否(取引可否)の審査が必要です。審査では、様式2の記載内容に基づき安全保障上の懸念度を判定し、「取引可」か「取引審査票を用いた審査が必要」かを決定します。従って、受入教員は、提供・輸出の相手先、技術・情報又は物品の内容、それらの用途等を正確に記載するとともに、適切な箇所にチェックを付けて、部局の事務局に提出ください。事務局から取引可の通知があるまでは、海外出張・提供・輸出できません。

(※) 本学のIDを付与しないような短期間の訪問のためCV等の入手が困難な場合であって、非居住者・特定類型該当者への技術・情報の提供が伴うときは、様式1ではなく様式2に記入して部局の事務局に提出ください。またこの場合、同一案件で複数の方が短期間訪問される場合は、様式2を1件起案し訪問者一覧を添付ください。

【Ⅲ】記入要領 <教員等の申請者向け>

(1) 様式1 事前確認シート【外国人等(学生、研究者、訪問者)受入用】

別シート『<記入例> 様式1(外国人等受入用)』の**緑色の丸付き数字**の必要な箇所に記入ください。
下記の番号は、その丸付き数字の番号に対応しているので、記入の参考にしてください。

- ① 受入教員が本シートを記入した年月日を記入ください。
- ② 受入教員や連絡先等の情報を、以下を参考に記入ください。
 - ・「申請者(受入教員等)」の情報を記入ください。自署及び押印は不要です。
 - ・秘書の方など「連絡担当者」がいる場合は、その情報も記入ください。
 - ・「受入部局名」欄は、通常記入不要ですが、次のようなケースに記入してください。
【例】A研究科で留学生を受け入れるので、A研究科で事務処理を進めたい。配属予定はA研究科の協力講座のX教授の研究室で、X教授は宇治キャンパスのY研究所の所属。この場合、申請者はY研究所のX教授で、「受入部局名」欄には「A研究科」と記入し、「異なる理由」欄の「協力講座」にチェックする。
- ③ 受入予定者の情報を記入ください。CVなど経歴が分かる資料を添付ください。
- ④ 「本学での研究内容と 受入予定者に提供する技術・情報の内容」の欄には、受入期間中に研究活動等を通じて、本学から受入予定者に提供する技術・情報について記載ください。
通常以下の内容は含めてください。
 - a) 受入予定者が、本学滞在中に行う研究内容(数行で記載)
 - b) 受入予定者が、本学滞在中に加工用・試験用・測定用等の機器を用いる場合は、主要なものの品名と型番(列挙して記載、別紙添付でも可。)この欄に記載された内容を元に、設問3の用途の確認、及び、設問4と裏面のリスト規制の確認(該非判定)を行いますので過不足なく記載ください。研究概要が分かる資料を添付ください。
- ⑤ 受入予定者の受入予定期間、受入期間中の本学での身分について記入ください。
- ⑥ 受入予定者の経歴と出身組織を、CV(Curriculum Vitae)などで確認し、さらに帰国後の所属機関等の情報があれば、それらを元に設問1、2に回答ください。
外国ユーザリストは、経済産業省が安全保障上懸念のある組織をリストアップしたものです。通常、年に1回以上更新されるので、必ず最新版を、指定のURLからダウンロードして利用ください。
- ⑦ 受入予定者の現在・過去の研究内容や、ホームページ等の公開情報から入手した所属機関の懸念情報に照らして、④で記載した内容(研究内容や機器類に関連する技術など)が、どのような用途に用いられ、その用途に懸念があるかの観点で、設問3に回答ください。
- ⑧ 設問4では、詳細な該非判定(裏面で実施)が必要な規制項番を、リスト規制の候補として予め洗い出します。④で記載した内容(研究内容や機器類に関連する技術など)が、『リスト規制の候補の一覧』シートに掲げるものに関連するか? の観点で回答ください。
関連するものがある場合は「はい」にチェックし、一覧に掲載の項番を記入ください(複数記入可)。
さらに、規制の候補の洗い出しに漏れないよう、『該非判定事例集』シートで再確認してください。
但し、④で記載した加工用・試験用・測定用等の機器が一覧にある場合でも、一覧に赤字でなく黒字で掲載されていて、その操作方法を教える程度の場合には、その項番の記入は不要です。
(<記入例>の解説。④で記載した「酸化物磁性体」は、5項(6)「金属性磁性材料」でなく、一覧にその他の規制もなく、関連項番は記入していない。「酸化物をマトリックスとするセラミック複合材料」は、5項(14)の規制対象なので記入。実験で使用するコーティング装置と磁力計は操作だけをするので、一覧に掲載されている色を確認する。コーティング装置6項(5)は赤字、磁力計10項(9)は黒字なので、6項(5)は記入し、10項(9)は未記入。)
- ⑨ おもて面の設問1~4の回答を元に、「はい」「いいえ」のいずれかにチェックください。
- ⑩ 「公知」「基礎科学分野」に関する特例が適用可能な場合は、「①すでに公知の～」又は「②基礎科学分野の～」にチェックし、適用可能な根拠を記入欄に記載ください。公知の特例を適用する場合は、提供技術の範囲を明確にする必要があるため論文名・論文番号を記載ください。特例の安易な適用は法令違反につながりますので、注1と注2を熟読し、慎重に判断ください。部局として特例適用可能と判断した「様式4 特例の適用チェックシート」を本部に提出して頂く場合があります。
ロシア・ベラルーシ向けにはこれらの特例の適用はできません。
- ⑪ 雇用での受入を予定している場合は、③の条件を確認して、チェックの要否を判断ください。
- ⑫ ⑩と⑪でいずれにも該当しなかった場合は、「①~③のいずれにも該当しない」にチェックし、主として⑧の設問4で記入した項番について、詳細な該非判定を行いリスト規制を確認します。「貨物・技術の合体マトリクス表」は、経済産業省がリスト規制品目の詳細仕様を掲載したもので、詳細な該非判定は、この表を用いてキーワード検索等により行います。さらに、規制項番の確認漏れがないように「該非判定事例集」を必ず確認してください。必要に応じて「リスト規制 該非判定マニュアル」を参照ください。「貨物・技術の合体マトリクス表」は、通常、年に1回以上更新されるので、必ず最新版を、指定のURLからダウンロードして利用ください。また、④で記載した機器類が購入品の場合は、購入先又は製造元から該非判定の結果を入手して添付してください。一方、自作品や機微な品目の場合は、部局として該非判定をした「様式3 該非判定書」を本部に提出して頂く場合があります。
- ⑬ ⑫の結果、グループAの国か否か、おもて面の設問1~3の回答を元に、適切にチェックください。
【懸念小】【懸念中】となった場合でも、受入可の通知を事務局から得て初めて受入可能となります。
【懸念大】の場合は、事務局からその旨の連絡を受けた後、取引審査票を作成ください。
(<記入例>では、【懸念中】となり、本シートを部局担当者と本部が確認し、部局決裁を得て初めて受入可となります。)

(2) 様式2 事前確認シート【技術・情報の提供／物品の輸出用】

別シート『<記入例>様式2(技術・情報の提供・物品の輸出用)』の**緑色の丸付き数字**の必要な箇所に記入ください。下記の番号は、その丸付き数字の番号に対応しているので、記入の参考にしてください。

- ① 技術・情報の提供又は物品の輸出をする教員が本シートを記入した年月日を記入ください。
- ② 教員や事務担当者等の情報を、以下を参考にして記入ください。
 - ・「申請者(教員・職員)」の情報を記入ください。自署及び押印は不要です。学生が海外出張、技術・情報の提供、物品の輸出をする場合は、指導教員が申請者として起案ください。
 - ・本学の複数の方が同一案件で海外出張する場合は、代表者が申請者となり「申請者(教員・職員)」欄に記入し、「同行者(所属・氏名)」欄に同行者の所属・氏名を列挙ください。また、申請者自身が出張しない場合は、その旨を記載ください。
 - ・秘書の方など「事務担当者」がいる場合は、その情報も記入ください。
- ③ 提供予定の技術・情報又は輸出する物品の実際の利用者(最終需要者)の情報を記入ください。実際の利用者が申請者本人であるなど、送付先と、最終的な利用者・需要者とが異なる場合は、両方を区別して記入ください。
- ④ 技術・情報の提供がある場合に記入する箇所です。「提供予定の技術・情報の概要」欄に、提供する技術・情報の内容を記載ください。共同研究等の場合はその研究の概要を、論文に関する技術提供の場合はその論文名を、記載に含めてください。「提供予定期間」欄も記入ください。
- ⑤ 物品の輸出がある場合に記入する箇所です。「輸出する物品の名称」欄に、輸出する物品名を記載ください。購入品の場合は、製造元の型番も明記してください。「輸出する物品の用途(使用目的)」欄には、相手先がその物品をどのような用途に用いるかの観点で記載ください。「輸出予定時期」欄も記入ください。
- ⑥ <事前確認1>は海外出張、海外の人へのオンラインでの講演等に関する確認です。いずれかに当たる場合は該当箇所にチェックし、設問1に回答ください。設問1の回答が両方「いいえ」の場合は、【懸念小】で取引可となります。どちらかが「はい」の場合は、<事前確認2>に進んでください。どちらにも当たらない場合は、「それら以外の場合」にチェックし、<事前確認2>に進んでください。
- ⑦ <事前確認2>はここから始まります。「技術・情報の提供」と「物品の輸出」のどちらか又は両方にチェックください。物品については、自作品か購入品かも明示ください。
- ⑧ ③で記入した相手先の情報を元に、設問2に回答ください。外国ユーザリストは、経済産業省が安全保障上懸念のある組織をリストアップしたものです。通常、年に1回以上更新されるので、必ず最新版を、指定のURLからダウンロードして利用ください。
- ⑨ 相手先のホームページややり取りしたメール、MTA(Material Transfer Agreement)などの契約書等を確認して、③に記載した相手先に懸念があるか、及び、④・⑤に記載した提供予定の技術・情報又は輸出する物品がどのような用途に用いられ、その用途に懸念があるかの観点で、設問3に回答ください。
- ⑩ おもて面の情報を元に、適切な箇所にチェックください。
- ⑪ 技術・情報の提供がある場合に記入する箇所です。「公知」「基礎科学分野」に関する特例が適用可能な場合は、「①すでに公知の～」又は「②基礎科学分野の～」にチェックし、適用可能の根拠を記入欄に記載ください。公知の特例を適用する場合は、提供技術の範囲を明確にする必要があるため論文名・論文番号を記載ください。特例の安易な適用は法令違反につながりますので、注1と注2を熟読し、慎重に判断ください。部局として特例適用可能と判断した「様式4 特例の適用チェックシート」を本部に提出して頂く場合があります。ロシア・ベラルーシ向けにはこれらの特例の適用はできません。
- ⑫ 技術・情報の提供がある場合に記入する箇所です。⑩の回答と、おもて面の設問2～3の回答を元に、適切な箇所にチェックください。
- ⑬ 提供予定の技術・情報及び輸出する物品の該非判定を行い、リスト規制を確認します。「貨物・技術の合体マトリクス表」は、経済産業省がリスト規制品目の詳細仕様を掲載したもので、該非判定は、この表を用いてキーワード検索等により行います。さらに、規制項番の確認漏れがないように「該非判定事例集」を必ず確認してください。必要に応じて「リスト規制 該非判定マニュアル」を参照ください。「貨物・技術の合体マトリクス表」は、通常、年に1回以上更新されるので、必ず最新版を、指定のURLからダウンロードして利用ください。また、輸出する物品が購入品の場合は、購入先又は製造元から該非判定の結果を入手して添付してください。一方、自作品や機微な品目の場合は、部局として該非判定をした「様式3 該非判定書」を本部に提出して頂く場合があります。
- ⑭ ⑬の結果、グループAの国か否か、おもて面の設問2～3の回答を元に、適切にチェックください。【懸念小】【懸念中】となった場合でも、取引可の通知を事務局から得て初めて海外出張・提供・輸出が可能となります。【懸念大】の場合は、事務局からその旨の連絡を受けた後、取引審査票を作成ください。(<記入例>では、【懸念中】となり、本シートを部局担当者と本部が確認し、部局決裁を得て初めて取引可となります。)

【IV】記入要領 <部局担当者向け>

(1) 様式1 事前確認シート【外国人等(学生、研究者、訪問者)受入用】

別シート『<記入例> 様式1(外国人等受入用)』の**赤色の丸付き英字**の必要な箇所に記入ください。下記の英字は、<記入例>の丸付き英字に対応しているので、記入の参考にしてください。

- Ⓐ 部局の事務局が、本シートを教員から受領した時に、部局受付番号と部局受付日を記入ください。
- Ⓑ 本シートの記載内容を確認し、以下の【懸念小】【懸念中】【懸念大】の指示に従い本部確認を行い、以下のいずれの処理になるかを確定してください。
 - i) 【懸念小】 受入可。但し、⑧の点線部のいずれかにチェックしてください。
本部の確認は必須ではないが、部局担当者が本シートの記載内容を確認するにあたり、本シートを初めて起案する教員の案件のため本部にも確認を依頼したい場合や、過去の類似案件に照らして内容に疑問点がある場合など、必要に応じて部局担当者から、本部に確認を依頼してください。
 - ii) 【懸念中】 本部にも確認を依頼し、部局決裁により受入可。
 - iii) 【懸念大】 本部にも確認を依頼し、取引審査票による受入可否の審査が必要。
教員に取引審査票の起案を依頼ください。記載内容については本部が支援します。
- Ⓒ 事前確認シートの結論を記載する箇所です。裏面のフローで【懸念小】【懸念中】の場合は「受入可」に、【懸念大】の場合は「取引審査票の作成」に、チェックください。本部からのコメントがあれば、「特記事項」欄に記載ください。
- Ⓓ 本シートの内容を確認・決裁した部局担当者・部局責任者の氏名と確認・決裁の日付を記載ください。(【懸念小】の場合は、部局責任者の欄の記入は必須ではありませんが、出入国在留管理局など学外に提出する際は、提出前に部局責任者の承認を得ることを推奨します。)

Ⓓの部局責任者の決裁(【懸念小】の場合は部局担当者の確認のみで可)を得たあと、Ⓒの結果を教員に通知するとともに、本部の確認を得た場合には本シートの写しを本部に送付ください。

(2) 様式2 事前確認シート【技術・情報の提供／物品の輸出用】

別シート『<記入例> 様式2(技術・情報の提供・物品の輸出用)』の**赤色の丸付き英字**の必要な箇所に記入ください。下記の英字は、<記入例>の丸付き英字に対応しているので、記入の参考にしてください。

- Ⓐ 部局の事務局が本シートを教員から受領した時に、部局受付番号と部局受付日を記入ください。
- Ⓑ 本シートの記載内容を確認し、以下の【懸念小】【懸念中】【懸念大】の指示に従い本部確認を行い、以下のいずれの処理になるかを確定してください。
 - i) 【懸念小】 取引可。但し、⑧の点線部のいずれかにチェックしてください。
本部の確認は必須ではないが、部局担当者が本シートの記載内容を確認するにあたり、本シートを初めて起案する教員の案件のため本部にも確認を依頼したい場合や、過去の類似案件に照らして内容に疑問点がある場合など、必要に応じて部局担当者から、本部に確認を依頼してください。
 - ii) 【懸念中】 本部にも確認を依頼し、部局決裁により取引可。
 - iii) 【懸念大】 本部にも確認を依頼し、取引審査票による取引可否の審査が必要。
教員に取引審査票の起案を依頼ください。記載内容については本部が支援します。
- Ⓒ 事前確認シートの結論を記載する箇所です。裏面のフローで【懸念小】【懸念中】の場合は「取引可」に、【懸念大】の場合は「取引審査票の作成」に、チェックください。本部からのコメントがあれば、「特記事項」欄に記載ください。
- Ⓓ 本シートの内容を確認・決裁した部局担当者・部局責任者の氏名と確認・決裁の日付を記載ください。(【懸念小】の場合は、部局責任者の欄の記入は必須ではありませんが、学外に提出する際は、提出前に部局責任者の承認を得ることを推奨します。)

Ⓓの部局責任者の決裁(【懸念小】の場合は部局担当者の確認のみで可)を得たあと、Ⓒの結果を教員に通知するとともに、本部の確認を得た場合には本シートの写しを本部に送付ください。

本部案件番号: 2022-851
 本部受付日: 2022/12/16
 本部確認者: xxxxx yyyyy
 本部記入欄

様式1 おもて面 (2023/7/21版)

(様式1)

事前確認シート【外国人等(学生、研究者、訪問者)受入用】

部局受付番号 xxx-ken-2022-0091
 部局受付日 2022年 12月 12日

おもて面の事前確認のチェックを行ったのち、裏面のチェックを行い、受入予定の部局の事務局に提出してください。事務局から受入可の通知を得て初めて、受入可能となります。(受入研究室が文系の非実験系研究室の場合は、この事前確認シートの起票の必要はありません。また外国人等(非正規生を含む)の学部入学時又は表敬訪問も起票不要です。)

- ※ 学生については、外国人等の大学院生・非正規生(研究生等)の受入時のほか、学部生の受入であっても、本学以外の外国人等の受入時や、本学の特定類型該当者の研究室配属時には提出してください。
- ※ 受入後に研究内容が変わる時は、改めて本シートにより確認をする必要があります。
- ※ 外国人等とは、外国人、非居住者、特定類型該当(予定)者を含みます。特定類型該当者とは、①「外国人等・外国政府等と雇用契約等がある者」、②「外国政府等から奨学金等の資金提供を個人として受ける者」、③「日本での行動に関し外国政府等の指示・依頼を受ける者」に該当する居住者です(詳細は別シート参照)。
- ※ 本シートでは、法令用語の「技術」を「技術・情報」と、また「貨物」を「物品」と表現しています。「技術・情報」はプログラムを含み、人事・経理・総務・価格等の情報は含みません。

記入年月日: 2022年 12月 10日

申請者(受入教員等)	氏名	(フリガナ) アンポ ハナコ 安部 花子	受入予定者氏名	xxxxxx yyyyyy (full name)
	職名	准教授 内線 1234	受入予定者の国籍	中国
	e-mail	anpo%hanako%%@kyoto-u.ac.jp	受入予定者の現在(直近)の所属機関	中国 zzzzzz大学 (CVなど経歴が分かる資料を添付ください。)
	所属	工学研究科 xx学専攻 xxxxx講座	受入時に通常入手する文書から、受入予定者の特定類型該当性を判断し、以下に該当する場合はチェックしてください。(外国人や非居住者も、以下に該当すればチェックしてください。)	
連絡担当者	氏名 (フリガナ) ジム タロウ 事務 太郎	所属 桂地区(工学研究科) xxx課xxx掛	内線 9876	e-mail jimu%taro%%@kyoto-u.ac.jp
受入部局名	申請者の部局と異なる部局で受入れる場合に記入してください。	異なる理由	<input type="checkbox"/> 学内兼任 <input type="checkbox"/> 協力講座 <input type="checkbox"/> その他 ()	受入予定期間 2023年 4月 1日 ~ 2025年 3月 20日
受入予定者の本学での身分	<input checked="" type="checkbox"/> 学生 (<input checked="" type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 研究者 (<input type="checkbox"/> 雇用 (職名等:) <input type="checkbox"/> 非雇用 ()) <input type="checkbox"/> 訪問者			

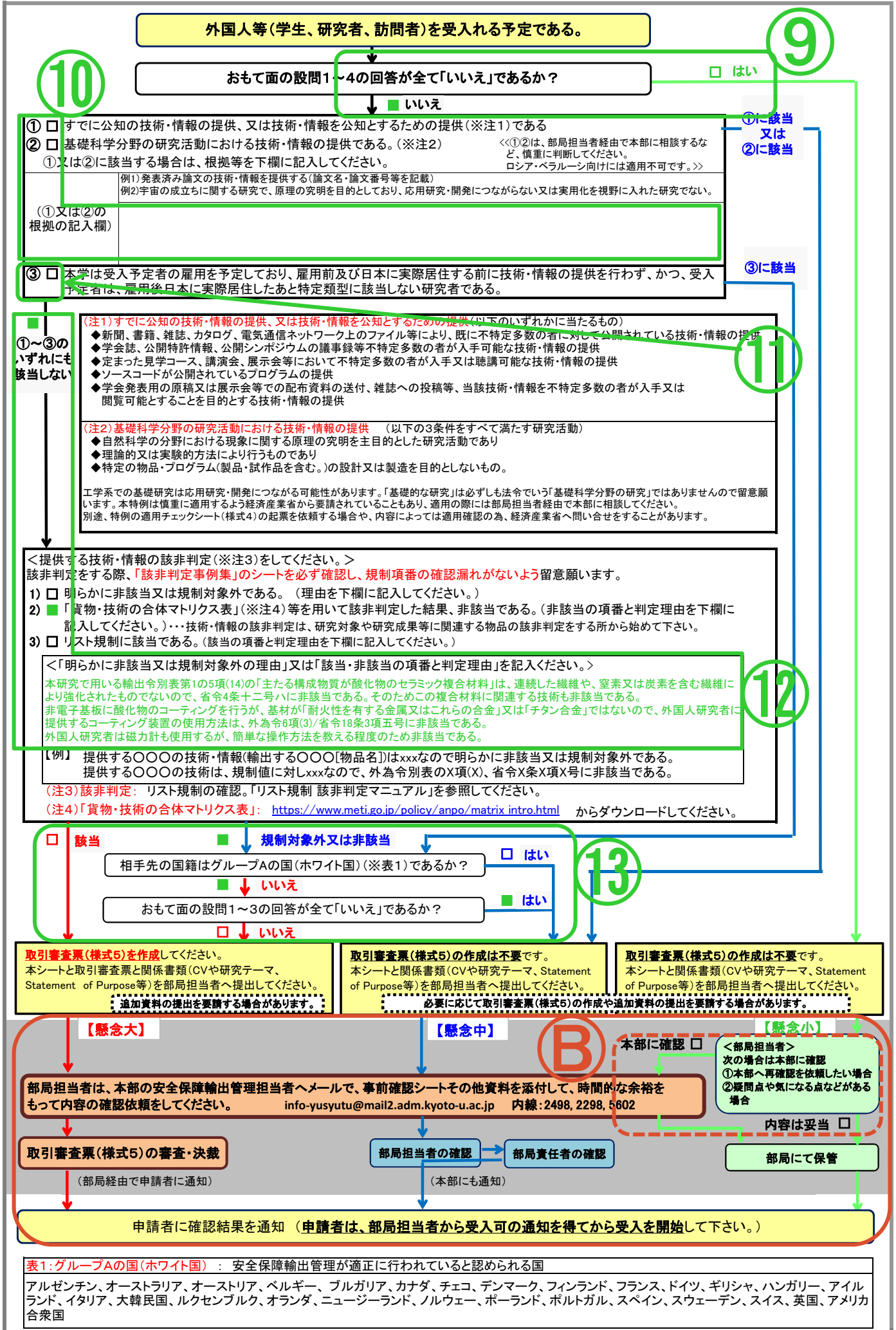
<事前確認> 該当する回答にチェックを入れ(■)、事前確認を行ってください。

設問1 受入予定者の経歴等に関する質問	① 経歴に外国ユーザーリスト掲載機関に所属した事実がある、又は帰国後所属することを知っているか？(外国ユーザーリスト https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list)	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
設問2 受入予定者の出身組織等に関する質問	② 国籍が、懸念国・地域(イラン、イラク、北朝鮮)、国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アジア、カ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)、ロシア、ペラルシであるか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
設問3 受入予定者に提供する技術・情報や本学での研究内容に関する質問	① 提供する技術・情報や本学での研究内容が、大量破壊兵器等(*)又は通常兵器(**)の開発等に用いられる疑いがあるか？ ② 提供する技術・情報や本学での研究内容が、核燃料物質・核原料物質の開発等(軽水炉の運転に付帯する行為を除く。)、核融合に関する研究(天体・核融合炉に関するものを除く。)、原子炉(発電用軽水炉を除く)の開発等、重水の製造又は核燃料物質の加工・再処理に用いられる疑いがあるか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
設問4 受入予定者に提供する技術・情報や本学での研究内容が、リスト規制の候補か否かの確認	提供する技術・情報や本学での研究内容が、「リスト規制の候補の一覧」のシートに掲げるものを設計、製造又は使用するための技術・情報であるか？ ・「はいの場合、一覧の当てはまる項番を記入する。複数当てはまる場合は複数記載する。 ⇒ 「5項(14)」、 「6項(5)」 例) xx項(x) 【注1】研究で必要となる機器(「リスト規制の候補の一覧」で赤字のものを除く。)の操作方法を、程度のもので、設計・製造の技術・情報の提供が無い場合は、「いいえ」と回答する。赤字の項目は、使用の技術・情報が広く規制されており、機器の操作方法を教える程度でも、規制される場合があるため「はい」で回答する。 【注2】「該非判定事例集」のシートを必ず確認し、規制項番の記入漏れがないよう留意願います。 【注3】本学は受入予定者の雇用を予定しており、雇用前及び日本に実際居住する前に技術・情報の提供を行わず、かつ、受入予定者は、雇用後日本に実際居住したあと特定類型に該当しない研究者である場合は、本設問4の回答をスキップし、裏面③へ進んでもよい。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(*)大量破壊兵器等: 核兵器、軍用の化学製剤・細菌製剤、これらの散布装置、射程・航続距離300km以上のロケット・無人航空機
 (**)通常兵器: 「リスト規制の候補の一覧」の1項「武器」(1)~(17)に掲げる物品のうち、大量破壊兵器等でないもの。

部局確認欄	部局責任者	部局担当者
上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定いたします。(該当のものにチェックを入れてください。)	2022年 12月 19日	2022年 12月 17日
<input checked="" type="checkbox"/> 受入可 <input type="checkbox"/> 取引審査票の作成 <input type="checkbox"/> その他	[氏名] 鈴木 春	[氏名] 山田 秋男
特記事項 (本部から得られたコメント等)		

以下のフロー図に従って□にチェック(■)を入れてください。



本部案件番号: 2022-852
本部受付日: 2022/12/16
本部確認者: xxxxx yyyyyy

(様式2)
事前確認シート【技術・情報の提供／物品の輸出用】

様式2 おもて面 (2023/7/21版)
部局受付番号 xxx-ken-2022-0092
部局受付日 2022年 12月 12日

おもて面の事前確認のチェックを行ったのち、裏面のチェックを行い、担当部局の事務局に提出してください。事務局から取引可の通知を得て初めて、技術・情報の提供又は物品の輸出が可能になります。(文系の非実験系研究室の場合は、通常この事前確認シートの起票の必要はありませんが、海外出張時の物品のハンドキャリア・別送時(自己使用の市販の「パソコン・デジカメ・携帯」を除く。)又は物品の輸出時は必要です。)

※本シートでは、法令用語の「技術」を「技術・情報」と、また「貨物」を「物品」と表現しています。「技術・情報」はプログラムを含み、人事・経理・総務・価格等の情報は含みません。

記入年月日 2022年 12月 10日

申請者(教員・職員)	氏名 (フリガナ) アンポ ハナコ 安部 花子 (学生の海外出張時の申請者は指導教員です。)	相手先 氏名・組織名 Ph.D. xxxxx yyyyyy ppppp大学 qqqqq研究所 国・地域名 フランス <input type="checkbox"/> 技術・情報の提供であって、提供相手が特定類型該当者[<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③]である場合はチェックし、この者に影響を与える非居住者の情報を以下に記入してください。(国・地域名: _____、組織名・奨学金名など: _____)
	職名 准教授 e-mail anpo%hanako%%@kyoto-u.ac.jp 所属 工学研究科 xx学専攻 xxxxx講座	提供予定の技術・情報の概要
	提供予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日	輸出する物品の名称 ・自作の直流電源装置 ・xxx社製のカルマン渦式流量計(DKL-20L)
	事務担当者 (フリガナ) ジム タロウ 事務 太郎 申請者が教員で事務担当者がある場合に記入 氏名 所属 桂地区(工学研究科) xxx課xxx掛 内線 9876 e-mail jimu%taro%%@kyoto-u.ac.jp	輸出する物品の用途(使用目的) 現在フランスのppppp大学のph.D. xxxxx (材料)材料aaaaaの微細加工に関して共同研究を行っている。本研究において相手先の大学でも、日本と同様の計測を行いたい旨の要望があり、計測に必要な機器をフランスのppppp大学に輸出する。 輸出予定時期 2023年 1月 10日

*「相手先氏名・組織名」「国名」欄には技術・情報又は物品の実際の利用者(最終需要者)についてご記入ください。実際の利用者が申請者本人の場合は送付先も記入ください。
*特定類型該当者とは、①「外国人等・外国政府等と雇用契約等がある者」、②「外国政府等から奨学金等の資金提供を個人として受ける者」、③「日本での行動に関し外国政府等の指示・依頼を受ける者」に該当する居住者です(詳細は別シート参照)。

<事前確認1> □ 海外出張の場合 ⇒ 設問1へ □ 海外の人へのオンラインでの講演等の場合 ⇒ 設問1へ ■ それら以外の場合 ⇒ 事前確認2へ

設問1	① 海外出張又は海外の人へのオンラインでの講演等で他者への技術・情報の提供があるか？(海外出張で技術・情報を海外へ持ち出す場合であっても、自己使用のみで他者への技術・情報の提供・開示がない場合は、「いいえ」と回答する。また、参加資格に制限がなく誰でも参加可能な国際会議・学会等での技術・情報の提供は、「いいえ」と回答する。)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	② 海外出張であって、『自己使用の市販の「パソコン・デジカメ・携帯」』以外の研究機材、測定器、サンプル等をハンドキャリア又は別送するか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

設問1で「はい」がある場合は<事前確認2>へ進んでください。

設問1の①と②の両方が「いいえ」の場合は、事前確認終了です。本シートを部局担当者に提出して確認が得られれば取引可能です。

<事前確認2>

該当する事項にチェックを入れ(■)、設問2と3の確認を行ってください。

- 技術・情報の提供
 物品の輸出 (自作品(改造機器、試料を含む) 購入品)

技術・情報の提供 技術・情報を海外又は外国人等(非居住者・特定類型該当者)へ提供すること(メールによる技術・情報の送信、技術・情報を格納したパソコンやUSBメモリーの海外への持出し、海外での研究発表や研究指導、国内又は海外での外国人等との技術打合せ等。)

[物品の輸出] 物品を海外へ輸出すること(海外へ研究機材、測定器、サンプル等をハンドキャリア・別送することを含む。)

設問2	① 相手先の組織・企業(個人の場合は所属先。以下同じ。)が、外国ユーザーリストに掲載されているか？ (外国ユーザーリスト https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list)	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	② 相手先の組織・企業の所在地が、懸念国・地域(イラン、イラク、北朝鮮)、国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)、ロシア、ベラルーシ、ウクライナであるか？ (*)当該所在地がウクライナの場合、「ドネツク人民共和国」(自称)又は「ルハンスク人民共和国」(自称)への物品の輸出の場合に限り「はい」と回答し、それ以外は「いいえ」と回答する。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ

ホームページ等の公開情報又は入手した文書等により、提供する技術・情報又は輸出する物品について以下の事項を確認してください。

設問3	① 大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発、製造、使用、貯蔵に用いられる疑いがある、又は、相手先が、大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発、製造、使用、貯蔵に関与している(いた)疑いがあるか？ (*)大量破壊兵器等: 核兵器、軍用の化学製剤・細菌製剤、これらの散布装置、射程・航続距離300km以上のロケット・無人航空機 (**)通常兵器: 「貨物・技術の合体マトリクス表」(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix.intro.html)の1の項(1)~(17)に掲げる物品のうち、大量破壊兵器等でないもの。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	② 核燃料物質・核原料物質の開発等(軽水炉の運転に付帯する行為を除く。)、核融合に関する研究(天体・核融合炉に関するものを除く。)、原子炉(発電用軽水炉を除く。)の開発等、重水の製造又は核燃料物質の加工・再処理に用いられる疑いがあるか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	③ 外国の軍又は軍関連機関又はこれらの者から委託を受けた者によって、化学物質・微生物・毒素・ロケット・無人航空機の開発等、又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがあるか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ

設問2と3の確認後、裏面のチェックを行ってください。

部局確認欄	上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定いたします。(該当のものにチェックを入れてください。)	部局責任者 2022年 12月 19日 [氏名] 鈴木 春子	部局担当者 2022年 12月 17日 [氏名] 山田 秋男
	<input checked="" type="checkbox"/> 取引可 <input type="checkbox"/> 取引審査票の作成 <input type="checkbox"/> その他 特記事項(本部から得られたコメント)		

以下のフロー図に従って□にチェック(■)を入れてください。

右記以外で技術・情報の提供を行う又は 物品の輸出を行う予定である。 海外出張又は海外の人へのオンラインでの講演等の予定である。

10

おもて面の設問1の回答が全て「いいえ」であるか？
いいえ □ はい

物品を海外へ輸出する。
(海外へ研究機材、測定器、サンプル等をハンドキャリー・別送することを含む。)

技術・情報を海外又は外国人等(非居住者・特定類型該当者)へ提供する。
(メールによる技術・情報の送信、技術・情報を格納したパソコンやUSBメモリーの海外への持出し、海外での研究発表や研究指導、国内又は海外での外国人等との技術打合せ等を含む。)

- すでに公知の技術・情報の提供、又は技術・情報を公知するための提供(※注1)である
- 基礎科学分野の研究活動における技術・情報の提供である(※注2)
 - ①又は②に該当する場合は、根拠等を下欄に記入してください。

①に該当で、おもて面の設問2,3に、「はい」が一つもない。

(①又は②の根拠の記入欄)

例1) 発表済み論文の技術・情報を提供する(論文名・論文番号等を記載)
例2) 宇宙の成立ちに関する研究で、原理の究明を目的としており、応用研究・開発につながらない又は実用化を視野に入れた研究でない

11

□ ①に該当で、おもて面の設問2,3に、「はい」がある。又は②に該当

12
①②のいずれにも該当しない

(注1)すでに公知の技術・情報の提供、又は技術・情報を公知するための提供(以下のいずれかに当たるもの)

- ◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術・情報の提供
- ◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術・情報の提供
- ◆定まった見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術・情報の提供
- ◆ソースコードが公開されているプログラムの提供
- ◆学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術・情報を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする技術・情報の提供

(注2)基礎科学分野の研究活動における技術・情報の提供(以下の3条件をすべて満たす研究活動)

- ◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であり
- ◆理論的又は実験的方法により行うものであり
- ◆特定の物品・プログラム(製品・試作品を含む。)の設計又は製造を目的としないもの。

工学系での基礎研究は応用研究・開発につながる可能性があります。「基礎的な研究」は必ずしも法令でいう「基礎科学分野の研究」ではありませんので留意願います。本特例は慎重に適用するよう経済産業省から要請されていることもあり、適用の際には部局担当者経由で本部に相談してください。別途、特例の適用チェックシート(様式4)の起票を依頼する場合や、内容によっては適用確認の為、経済産業省へ問い合わせをすることがあります。

提供する技術・情報又は輸出する物品の該非判定(※注3)をしてください。 該非判定をする際、「該非判定事例集」のシートを必ず確認し、規制項番の確認漏れがないよう留意願います。

- 明らかに非該当又は規制対象外である。(理由を下欄に記入してください。)
- 「貨物・技術の合体マトリクス表」(※注4)等を用いて、技術・情報又は物品の該非判定をした結果、非該当である。(非該当の項番と判定理由を下欄に記入してください。)
- 購入品なので、メーカー又は販売元より、該非判定書を手した。(入手した該非判定書を添付してください。)
- リスト規制に該当である。(該当の項番と判定理由を下欄に記入してください。)

<「明らかに非該当又は規制対象外の理由」又は「該当・非該当の項番と判定理由」を記入ください。>

- 自作の直流電源装置は、出力電流400A、出力電圧150Vで、
 - 出力電流 $\geq 500A$ かつ出力電圧 $\geq 100V$
 - 出力電流 $\geq 1A$ かつ出力電圧 $\geq 20,000V$
 のどちらも満たさないため、輸出令別表第1の2項(41)/省令1条四十一号に非該当である。
- カルマン渦式流量計(DKL-20L)は、メーカーから添付の該非判定書を手し、輸出令別表第1の2項(40)/省令1条四十五号に非該当である。

13

【例】提供する○○○の技術・情報(輸出する○○○[物品名])はxxxなので明らかに非該当又は規制対象外である。提供する○○○の技術は、規制値に対しxxxなので、外為令別表のX項(X)、省令X条X項X号に非該当である。輸出する○○○[物品名]は、規制値に対しxxxなので、輸出令別表第1のX項(X)、省令X条X項X号に非該当である。

(注3)該非判定: リスト規制の確認。「リスト規制 該非判定マニュアル」を参照してください。
(注4)「貨物・技術の合体マトリクス表」: https://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html からダウンロードしてください。

該当

規制対象外又は非該当

相手先の組織・企業の所在地がグループAの国(ホワイト国)(※表1)であるか? はい

おもて面の設問2、3の回答が全て「いいえ」であるか? はい

14

取引審査票(様式5)を作成してください。
本シートと取引審査票と関係書類(研究計画書(研究テーマ)、相手先、技術・物品情報等)を部局担当者へ提出してください。
追加資料の提出を要請する場合があります。

取引審査票(様式5)の作成は不要です。
本シートと関係書類(研究計画書(研究テーマ)、相手先、技術・物品情報等)を部局担当者へ提出してください。
必要に応じて取引審査票(様式5)の作成や追加資料の提出を要請する場合があります。

取引審査票(様式5)の作成は不要です。
本シートを部局担当者へ提出してください。

【懸念大】 部局担当者は、本部の安全保障輸出管理担当者へメールで、事前確認シートその他資料を添付して、時間的な余裕をもって内容の確認依頼をしてください。
info-yusyutu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp 内線: 2498, 2298, 5602

【懸念中】

【懸念小】

本部に確認 <部局担当者> 次の場合は本部に確認
①本部へ再確認を依頼したい場合
②疑問点や気になる点などがある場合

内容は妥当

取引審査票(様式5)の審査・決裁 (部局経由で申請者に通知)

部局担当者の確認 → 部局責任者の確認 (本部にも通知)

部局にて保管

申請者に確認結果を通知 (申請者は、部局担当者から取引可の通知を得てから、技術・情報の提供又は物品の輸出を行って下さい。)

表1: グループAの国(ホワイト国): 安全保障輸出管理が適正に行われていると認められる国
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国